

北塩原村写真パネル貸出要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、北塩原村が裏磐梯観光大使である中村征夫氏から譲り受けた全44枚の写真パネル（以下「パネル」という）を日本の湖水地方裏磐梯（以下「裏磐梯」という）の認知度向上を図るために活用する場合に限り、無償で貸出することに関して必要な事項を定めるものとする。

（貸出の範囲）

第2条 パネルの貸出先は村が交流を推進している市区町村及び村内の各種団体、事業者等とする。

2 前項にかかわらず、村長が営利を目的とせず、使用する用途が裏磐梯の認知度向上に効果的で、公序良俗に反しないと認める場合は貸出できるものとする。

（申請）

第3条 パネルの貸出を希望するものは、北塩原村写真パネル貸出申請書（別紙様式）を村長に提出し、承認を受けなければならない。

2 パネルの貸出申請は、原則として貸出希望日の2週間前までに行うものとし、最大で6ヶ月前から申請を受け付けるものとする。

（貸出期間）

第4条 貸出期間は原則1ヶ月以内とし、数量の制限は設けない。ただし、村長が必要と認めた場合は、この限りではない。

2 村長は、第6条各号の規定に反する事実を認めた場合は、貸出期間中であっても返却を求めることができるものとする。

（貸出及び返却の方法）

第5条 パネルの貸出及び返却は、北塩原村役場観光課（以下「観光課」という）の指示のもと行うものとする。

2 パネルの運搬は申請者が行うものとし、貸出及び返却の際は観光課職員の確認を受けるものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 パネルの借受人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) パネルを第三者に譲渡及び転貸しないこと。
- (2) パネルの使用に際して、第三者から金銭を徴収しないこと。
- (3) パネルにガムテープなどの痕跡が残る部材を使用しないこと。
- (4) 申請書に記載した目的以外の用途に使用しないこと。
- (5) 屋外で使用しないこと。
- (6) 許可なくパネルの複写、複製などを行わないこと。
- (7) 受取予定日時及び返却予定日時を遵守すること。

(事故時等の処置)

第7条 パネルの借受期間中にパネルの保管又は使用に際し、第三者に損害を与えた場合は、借受人の責任において適切な対応を行うものとする。

(パネルの毀損及び滅失)

第8条 パネルの返却までにパネルを毀損又は滅失させた場合は、借受人は、現状に復し、又は現状に復するに村長が必要と認める費用を納付しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、要綱の運用に必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。